

監査の結果に関する報告等の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告並びにその結果に基づく意見の内容について、同条第9項及び第10項並びに八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和8年2月26日

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

記

1 監査の対象部局等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 人権ふれあい部 | 人権政策課、人権コミュニティセンター及び周辺施設整備プロジェクトチーム、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、コミュニティ政策推進課、龍華出張所、久宝寺出張所、西郡出張所、大正出張所、山本出張所、竹淵出張所、南高安出張所、高安出張所、曙川出張所、志紀出張所、市民課 |
| (2) 魅力創造部 | 産業政策課、労働支援課、観光・文化財課、文化・スポーツ振興課、農とみどりの振興課 |
| (3) 環境部 | 環境保全課、循環型社会推進課、環境事業課、環境施設課 |
| (4) 教育委員会事務局 | 教育政策課、教育施設課、学校教育推進課、人権教育課、学務給食課、教育センター、生涯学習課、桂青少年会館、安中青少年会館 |

2 監査の結果に関する報告及びその結果に基づく意見の内容別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査の結果に関する報告等については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	五百井真二
同	木村健二

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を同条第10項の規定による意見を添えて提出する。

記

1 監査の実施期間

令和7年7月7日から令和8年2月24日まで

2 監査の対象部局等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 人権ふれあい部 | 人権政策課、人権コミュニティセンター及び周辺施設整備プロジェクトチーム、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、コミュニティ政策推進課、龍華出張所、久宝寺出張所、西郡出張所、大正出張所、山本出張所、竹渕出張所、南高安出張所、高安出張所、曙川出張所、志紀出張所、市民課 |
| (2) 魅力創造部 | 産業政策課、労働支援課、観光・文化財課、文化・スポーツ振興課、農とみどりの振興課 |
| (3) 環境部 | 環境保全課、循環型社会推進課、環境事業課、環境施設課 |
| (4) 教育委員会事務局 | 教育政策課、教育施設課、学校教育推進課、人権教育課、学務給食課、教育センター、生涯学習課、桂青少年会館、安中青少年会館 |

3 監査の対象

令和6年度の財務事務等（必要に応じて関係する年度に係るものも対象とした。）

4 監査の着眼点

財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、本市の組織及び運営の合理化に努めているかを主な着眼点とした。

5 監査の実施方法

- (1) 事前に提出を求めた関係書類の内容の確認、照合等をするとともに、事務事業の執行状況について聴取や質問をする等の方法により実施した。
- (2) 本監査の対象のうち、公益財団法人八尾市国際交流センターへの補助金交付事務及び公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの補助金交付事務については、本市監査専門委員石崎一登氏にその調査を依頼して実施した。

6 監査の結果

財務その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理については、次の指摘事項のとおり合规性の観点からは是正、改善等を要するもの等を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項については必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。あわせて、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、子どもが輝く学校づくり総合支援事業、学校給食の実施に関する事務及び学校給食費等に係る公会計化等の推進について意見を付したので、意見の趣旨に十分留意し、今後の事務執行に取り組まされたい。

なお、指摘事項や意見について必要な措置等が講じられたときは、遅滞なく監査委員に報告されたい。

今年度においては、監査委員により環境部環境施設課所管施設の八尾市立斎場への現地監査を実施した。その結果については、課題があるとされた事項につき、事務の見直しをはじめとした速やかな対応がされており、適正に業務が行われていることが確認できた。

最後に、総括において、監査を通じた所感等をまとめたので、今後の事務の執行に当たっての参考とされたい。

指 摘 事 項

I 共 通 事 項

1 契約事務について

契約に関する事務において、個別事項に記載するもののほか、各所属に共通するものとして次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(1) 契約書に八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が記載されていないもの

[人権ふれあい部	人 権 政 策 課]
["	安 中 人 権
["	コミュニティセンター]
["	志 紀 出 張 所]
[魅力創造部	産 業 政 策 課]
[環 境 部	環 境 施 設 課]
[教育委員会事務局	教 育 政 策 課]
["	学 校 教 育 推 進 課]
["	学 務 給 食 課]

(2) 契約締結に際し八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除したものについて、次のようなもの

ア 免除することを意思決定する旨が起案文書に記載されていないもの

[人権ふれあい部	志 紀 出 張 所]
[魅力創造部	産 業 政 策 課]
["	観 光 ・ 文 化 財 課]
[教育委員会事務局	教 育 政 策 課]
["	学 務 給 食 課]
["	生 涯 学 習 課]

イ 免除につき適用した同規則の条項に定める要件に該当していないもの

[人権ふれあい部 人権政策課]
[" 龍華出張所]
[" 大正出張所]
[魅力創造部 産業政策課]
[" 文化・スポーツ振興課]
[" 農とみどりの振興課]
[環境部 環境施設課]
[教育委員会事務局 学校教育推進課]

ウ 免除の決定に係る起案文書にその具体的な事由の記載等がされていないもの

[魅力創造部 観光・文化財課]
[教育委員会事務局 学務給食課]

エ 契約書に記載されている契約保証金の免除につき適用した同規則の条項が誤っているもの

[環境部 環境施設課]
[教育委員会事務局 学校教育推進課]
[" 教育センター]

(3) 契約書に八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定に基づき記載すべき暴力団排除条項が記載されていないもの

[魅力創造部 産業政策課]
[教育委員会事務局 学校教育推進課]
[" 学務給食課]

(4) 八尾市暴力団排除条例及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱の規定に基づく契約相手方からのその者や下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出について、次のようなもの

ア 当該誓約書の提出を受けていないもの

[人権ふれあい部 曙川出張所]
[" 志紀出張所]
[魅力創造部 観光・文化財課]
[" 文化・スポーツ振興課]
[" 農とみどりの振興課]
[環境部 循環型社会推進課]
[教育委員会事務局 教育センター]
[" 生涯学習課]

イ 契約書に、市の判断により当該誓約書の提出を省略することができる旨の条項を定めているもの

[人権ふれあい部 人権政策課]
[" 安中人権]
[" コミュニティセンター]
[" コミュニティ政策推進課]
[" 久宝寺出張所]
[" 大正出張所]
[" 山本出張所]
[" 曙川出張所]
[" 志紀出張所]
[魅力創造部 産業政策課]
[" 労働支援課]
[" 文化・スポーツ振興課]
[" 農とみどりの振興課]

[環 境 部 環 境 保 全 課]
 [" 循 環 型 社 会 推 進 課]
 [" 環 境 事 業 課]
 [" 環 境 施 設 課]
 [教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 政 策 課]
 [" 教 育 施 設 課]
 [" 学 務 給 食 課]

ウ 契約書に当該誓約書の提出に関する条項を定めていないもの

[環 境 部 環 境 施 設 課]
 [教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 推 進 課]

(5) 随意契約を行ったものについて、次のようなもの

ア 随意契約によることを意思決定する旨が起案文書に記載されていないもの

[魅 力 創 造 部 産 業 政 策 課]
 [教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 政 策 課]

イ 2以上の者から見積書を徴していないもの

[環 境 部 環 境 施 設 課]
 [教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 施 設 課]

ウ 契約の締結に係る起案文書に記載している随意契約をするにつき適用した地方自治法施行令の条項が誤っているもの

[環 境 部 環 境 事 業 課]

エ 契約の締結に係る起案文書に、随意契約をするにつき適用した地方自治法施行令の条項が記載されていないもの

[教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 セ ン タ ー]

(6) 契約条項中に廃止された条例等を引用しているもの

[教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 政 策 課]
 [" 人 権 教 育 課]
 [" 学 務 給 食 課]

II 個別事項

[人権ふれあい部]

【人権政策課】

- 1 公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付事務について
事業報告に添付された事業収支決算書において、記載の方法に誤りがあったので、適正に記載させるよう事務処理を改めること。

【人権コミュニティセンター及び周辺施設整備プロジェクトチーム】

指摘事項はない。

【人権コミュニティセンター、出張所】

1 行政財産の管理に関する事務について

(1) 行政財産の貸付け

市は、人権コミュニティセンター及びコミュニティセンターの敷地の一部について、一般競争入札によって選定した事業者が地方自治法の規定に基づき貸し付けて飲料水等の自動販売機を設置させ、その者から貸付料等を徴収している。

貸付けをする方法により自動販売機を設置させる場合の取扱いについては、八尾市財務規則等のほか、八尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱に定められているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

ア 自動販売機を設置する事業者との貸付けに関する契約の締結に係る起案文書について、決裁権者以外の者が決裁し、かつ、合議すべき者への合議をしていないもの

イ 行政財産貸付台帳を備え付けていないもの

ウ 貸付けに関する契約書の条項に基づき自動販売機を設置する事業者が市に書面で通知すべき業務遂行上の責任者について、その通知を受けていないもの

(2) 行政財産の目的外使用許可

コミュニティセンターの敷地の一部について、市は、地方自治法の規定に基づき市以外の者に使用を許可し、その者から使用料を徴収している。

当該許可に係る事務については、八尾市財務規則等のほか、「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に定めるところにより行うこととされているが、許可に係る起案文書において次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

ア 決裁権者以外の者が決裁しているもの

イ 許可要件に適合しているかどうか記載されていないもの

2 協力名義の使用承認に係る事務について

校区まちづくり協議会が主催するイベントについて、出張所名での協力名義を使用させることにつき、決裁等の手続が行われていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 コミュニティセンター使用料の減免に係る事務について

コミュニティセンターの使用料の減免の決定について、決裁手続が行われていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【コミュニティ政策推進課】

1 要綱の整備について

所管している要綱において、規則の改正等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、速やかに規定を整備すること。

【市民課】

指摘事項はない。

[魅力創造部]

【産業政策課】

1 市後援名義の使用承認に係る事務について

市は、国、地方公共団体、民間団体、民間企業等が主催する公共性の高い行事等について、その主催者からの申請を受けて、八尾市後援名義使用承認内規に定めるところにより市後援名義の使用を承認しているが、その承認に係る起案文書につき合議すべき者に合議していないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【労働支援課】

1 勤労者法律相談員の謝礼の支給に係る事務について

八尾市勤労者法律相談員設置要綱において、市が委嘱した勤労者法律相談員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づいた額の謝礼を支給すると規定されているが、勤労者法律相談員は非常勤の職員として委嘱しているものではないことから、同条例は適用されないもので、適正な事務処理に改めること。

2 八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金の交付事務について

(1) 市は、公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターに対し、中小企業の勤労者に対する福利厚生等の各種事業の実施等を支援するため、八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金を交付している。

当該補助金の交付事務について、補助金交付に係る要綱に定められた期日までに補助金交付申請書の添付書類の提出を受けていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(2) 当該補助金の交付事務について、次のようなものが見受けられたので、適切な事務処理に改めること。

ア 補助金の対象経費は、公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理に要する経費と事業に要する経費に分類されているが、同一の費目が両方の経費に列挙されているもの

イ 概算払の精算に伴い補助金の返納を命ぜられた場合について、八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金交付要綱と八尾市補助金交付規則の規定内容が整合していないもの

【観光・文化財課、文化・スポーツ振興課】

1 行政財産の管理に関する事務について

(1) 行政財産の貸付け

市は、八尾市立しおんじやま古墳学習館及び八尾市立山本球場等のスポーツ施設の敷地の一部について、一般競争入札によって選定した事業者により地方自治法の規定に基づき貸し付けて飲料水等の自動販売機を設置させ、その者から貸付料等を徴収している。

貸付けをする方法により自動販売機を設置させる場合の取扱いについては、八尾市財務規則等のほか、八尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱に定められているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

ア 自動販売機を設置する事業者との貸付けに関する契約の締結に係る起案文書について、決裁権者以外の者が決裁し、かつ、合議すべき者への合議をしていないもの

イ 行政財産貸付台帳を備え付けていないもの

ウ 貸付けに関する契約書の条項に基づき自動販売機を設置する事業者が市に書面で通知すべき業務遂行上の責任者について、その通知を受けていないもの

(2) 行政財産の目的外使用許可

総合体育館及び文化会館の敷地の一部について、市は、地方自治法の規定に基づき市以外の者に使用を許可し、その者から使用料を徴収している。

当該許可に係る事務については、八尾市財務規則等のほか、「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に定めるところにより行うこととされているが、許可に係る起案文書を決裁権者以外の者が決裁しているので、適正な事務処理に改めること。

2 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について

公募型プロポーザル方式の業者選定において設置する選定委員会に関し、委員に外部有識者を選定しない場合については、審査の客観性・公正性の観点から、当該事業の所管部局以外の者が委員の過半数を占めるようにするものとする八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定められているが、委員の過半数が所管部局の者で構成されているものが見受けられた。

【農とみどりの振興課】

共通事項に記載したものを除き、指摘事項はない。

[環 境 部]

【環境保全課】

共通事項に記載したものを除き、指摘事項はない。

【循環型社会推進課】

1 備品管理について

備品台帳に登録されている備品について、所在不明のものがあつたので、八尾市財務規則に基づき速やかに所要の手続きを行い、備品の管理を適正に行うこと。

【環境事業課、環境施設課】

1 行政財産の管理に関する事務について

市は、清掃庁舎、環境衛生庁舎、八尾市立斎場及び八尾市立リサイクルセンターの敷地の一部について、一般競争入札によって選定した事業者が地方自治法の規定に基づき貸し付けて飲料水等の自動販売機を設置させ、その者から貸付料等を徴収している。

貸付けをする方法により自動販売機を設置させる場合の取扱いについては、八尾市財務規則等のほか、八尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱に定められているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

(1) 自動販売機を設置する事業者との貸付けに関する契約の締結に係る起案文書について、決裁権者以外の者が決裁し、かつ、合議すべき者への合議をしていないもの

(2) 貸付けに関する契約書の条項に基づき自動販売機を設置する事業者が市に書面で通知すべき業務遂行上の責任者について、その通知を受けていないもの

2 備品管理について

備品台帳に登録されている備品について、所在不明のもの等が見受けられたので、八尾市財務規則に基づき速やかに所要の手続きを行い、備品の管理を適正に行うこと。

[教育委員会事務局]

【教育政策課】

1 後援名義の使用承認に係る事務について

教育委員会は、民間団体等が行う公共性の高い行事等について、これを主催する者からの申請により、八尾市教育委員会後援名義使用承認に関する内規に基づき八尾市教育委員会の後援名義の使用を承認しているが、行事等の主催者から、当該行事等の終了後、事業報告書の提出を受けていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

2 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について

公募型プロポーザル方式の業者選定において設置する選定委員会に関し、委員に外部有識者を選定しない場合については、審査の客観性・公正性の観点から、当該事業の所管部局以外の者が委員の過半数を占めるようにするものとする八尾市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定められているが、委員の過半数が所管部局の者で構成されているものが見受けられた。

【教育施設課、生涯学習課】

1 行政財産の管理に関する事務について

市は、市立中学校及び八尾市生涯学習センター等の施設の敷地の一部について、一般競争入札によって選定した事業者が地方自治法の規定に基づき貸し付けて飲料水等の自動販売機を設置させ、その者から貸付料等を徴収している。

貸付けをする方法により自動販売機を設置させる場合の取扱いについては、八尾市財務規則等のほか、八尾市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱に定められているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- (1) 自動販売機を設置する事業者との貸付けに関する契約の締結に係る起案文書について、決裁権者以外の者が決裁し、かつ、合議すべき者への合議をしていないもの
- (2) 行政財産貸付台帳を備え付けていないもの
- (3) 貸付けに関する契約書の条項に基づき自動販売機を設置する事業者が市に書面で通知すべき業務遂行上の責任者について、その通知を受けていないもの

【学校教育推進課】

1 後援名義の使用承認に係る事務について

教育委員会は、民間団体等が行う公共性の高い行事等について、これを主催する者からの申請により、八尾市教育委員会後援名義使用承認に関する内規に基づき八尾市教育委員会の後援名義の使用を承認しているが、行事等の主催者から、当該行事等の終了後、事業報告書の提出を受けていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

2 八尾市学校支援会議に係る事務について

八尾市学校支援会議は、学校だけでは解決困難な事案又は長期化するおそれがある事案について、適切な対応により早期解決を図るため設置されている。

同支援会議の指示を受け、学校教育支援チームが構成され、学校へ派遣されているが、その構成員である支援専門員について同支援会議設置要綱に定められた手続等が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

【人権教育課】

指摘事項はない。

【学務給食課】

1 八尾市学校給食会食材等補助金の交付事務について

市は、市立小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒に学校給食を提供するため、八尾市学校給食会及び八尾市中学校給食会を補助対象とし、学校給食に係る食材等の調達に際する補助金を各給食会に交付しているが、その交付に関する事務において次のようなものが見受けられたので、八尾市財務規則や八尾市学校給食会食材等補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理に改めること。

- (1) 各給食会から市に提出された補助金交付申請書に、各給食会が学校給食食材納入事業者に支払う食材費内訳を記載した書類や前年度の収支決算書が添付されていない。
- (2) 各給食会から市に提出された事業実績報告書に、各給食会が学校給食食材納入事業者に支払った食材費内訳を記載した書類が添付されていない。
- (3) 交付決定等について、八尾市事務処理規程の規定に基づく決裁権者以外の者が決裁している。

2 八尾市特別支援学校就学奨励補助金等の交付事務について

市は、特別支援学校に在学する児童・生徒の保護者で経済的に困窮しているものに対し八尾市特別支援学校就学奨励補助金を、また、民族学校に在籍する児童・生徒の保護者で経済的に困窮しているものに対し民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金をそれぞれ交付している。

補助金の交付に関する予算執行は市長の職務権限に属するものであるが、各補助金交付要綱には予算執行に係る交付決定等を教育委員会が行うよう規定され、補助金交付決定通知書等にはその発信者を教育委員会と表示して通知しているため、適正な事務処理に改めること。

【教育センター】

1 スクールソーシャルワーカー活用事業等の謝礼の支払事務について

謝礼の支給額について、要項に定められた内容で謝礼の支払根拠となる執務実績が記載されていないものや教育委員会事務局での基準額一覧表に定められていない金額で決定されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【青少年会館】

1 講座等参加者負担金の徴収事務について

子育て支援事業等の参加者から参加者負担金を徴収しているが、その納入通知において、納入通知書に納入通知者を表示せずに行っているため、適正な事務処理に改めること。

2 行政財産の管理に関する事務について

青少年会館の敷地の一部について、市は、地方自治法の規定に基づき市以外の者に使用を許可し、その者から使用料を徴収している。

当該許可に係る事務については、八尾市財務規則等のほか、「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に定めるところにより行うこととされているが、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- (1) 許可を受けようとする者から所定の申請期限後に許可申請書の提出を受けているもの
- (2) 許可要件に適合しているかどうか記載されていないもの

意見

本市の組織及び運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項に基づき、次のとおり意見を付す。

1 子どもが輝く学校づくり総合支援事業について

平成23年度の事業の開始から年数が経過し、その実施につき、事務手続における透明性が担保され、本来の趣旨に沿った運用が行われているのかを改めて振り返る時期にきているのではないかと考える。

そのためには、他市における取組事例等を参考にしつつ、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて、現状の検証・検討を行われたい。

2 学校給食の実施に関する事務について

(1) 八尾市学校給食会食材等補助金

市は、八尾市学校給食会及び八尾市中学校給食会に交付している本補助金に関し、補助対象経費である学校給食における食材費等の実績額が補助金の交付決定額を下回った場合の差額について、当該給食会において、翌年度への繰越金として処理し、翌年度以降の食材費等に充てさせることとしている。

しかしながら、八尾市学校給食会食材等補助金交付要綱には、交付決定額と決算時における補助対象経費の額とを比較して少ないほうの額を補助金の確定額とするよう規定されており、翌年度以降における食材費等を補助の対象としていないことから、これを踏まえ、本補助金の交付事務を見直し、予算執行の適正化を図られたい。

(2) 八尾市学校給食会等の事務局業務への市職員の従事

八尾市学校給食会食材等補助金の交付事務を担当している市の職員は、補助対象者である八尾市学校給食会等の事務局職員として、本補助金の交付申請等に関する給食会の業務を処理しているが、補助金を交付する側の市の職員が交付を受ける側の担当者と同一であることは、補助金の交付事務の適切なチェック機能が働き難い状況となる懸念があるので、本補助金の交付に関し、市の担当者を給食会の事務局の担当者と分離するなど、事務執行の適正を確保するよう検討されたい。

3 学校給食費等に係る公会計化等の推進について

国では、近年、学校給食費等の徴収・管理に係る公会計化等に向けた検討を進めるよう自治体に促しているが、本市においても、教職員等の業務負担の軽減の観点のほか、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点から、学校給食費等の徴収・管理について、国の動向や他の自治体の事例等を注視しつつ、公会計化等に向けた研究・検討に取り組まれたい。

総 括

今回、本市監査基準に基づき、各監査対象部局における事務の執行に関し監査を実施したところであるが、全体に共通して見受けられた特に留意すべき点について、次のように述べておく。

複数の所属において、行政財産の管理に関する事務について決裁権者以外の者が決裁しているなど、同様の誤りが検出された。前例踏襲にとらわれることなく、法規等の根拠と目的を理解した上で事務を執行されたい。

あわせて、自治体における契約は原則一般競争入札であり、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り適用することができる例外的な契約方法であることを理解し、その適用においては、競争性が働かない明確な理由を起案等に記して意思決定を行うことによって、契約における透明性の確保と説明責任を果たすことができるものである。

また、起案や契約書に記すその根拠となる法令や条例、規則等について、改正が反映されていない事例が検出された。行政の事業は法令等に準拠して実施されているが、その法令等については改正等も行われることから、適切に対応されたい。

今回の監査においては、補助金の交付や事業委託、また、会議における団体事務やイベント後援名義の使用承認など、市民や団体、企業と行政との公民が連携した事業が多く見受けられた。

公民連携に際しては、行政のかかわり方の明確化や透明性の確保のため厳格な事務執行が求められる。また、団体等への支援の在り方については、当初の立ち上げ支援から一定期間の経過に伴い、自立支援へと行政目的の見直しを検討することも必要であり、それら団体等へのかかわり方については、総務部人事課が策定した「団体への職員のかかわりについての指針」を参考にするなど、改めて整理を行われたい。

「団体への職員のかかわりについての指針」については平成20年に策定されたものであり、「八尾市職員のコンプライアンスの推進に関する条例」が令和7年4月から施行されたことを機会に必要な応じた検証・見直しを行い、職員のための時代に即した指針となることを望むものである。

最後に、今回の定期監査においては、八尾市立斎場を対象として、令和6年度に八尾市立斎場職員の逮捕事案等に関する調査チームから提出された提言に対し、同施設における対応状況の確認を目的に、監査委員の現地監査を実施した。

その結果、同施設については、調査チームから提言のあった課題・問題点について、担当課の努力により迅速に対応が行われ、現状において業務が適切に執り行われていることが確認できた。

今後においても、コンプライアンスの維持に向けた継続的な取組を望むものである。